

(別紙2)

一般社団法人 日本商事仲裁協会 商事仲裁規則 (抄)

第24条 (仲裁人の数)

- 1 当事者が基準日から3週間を経過する日までに仲裁人の数に関する合意を協会に通知しないときは、仲裁人は1人とする。
- 2 いずれの当事者も、基準日から3週間を経過する日までに、仲裁人の数を3人とすることを要求する旨を協会に通知することができる。この場合において、協会が、紛争の金額、事件の難易その他の事情を考慮し、これを適当と認め、その旨を当事者に通知したときは、仲裁人は3人とする。

第26条 (仲裁人の選任—仲裁人が3人の場合)

- 1 第24条第2項の規定により仲裁人が3人とされた場合には、その旨の通知を協会が当事者に発信した日から3週間を経過する日までに、当事者はそれぞれ1人の仲裁人を選任しなければならない。
- 2 当事者が前項の期間内に第27条の規定に従い仲裁人の選任通知をしない場合には、協会がその仲裁人を選任する。
- 3 当事者が選任した仲裁人または前項の規定により選任された仲裁人は、協会が、2人の仲裁人が選任された旨の通知を仲裁人に発信した日から3週間を経過する日までに、さらに1人の仲裁人を選任しなければならない。
- 4 仲裁人が前項の期間内に第27条の規定に従い仲裁人の選任通知をしない場合には、協会がその仲裁人を選任する。
- 5 前項の規定により協会が仲裁人を選任する場合には、前条第3項の規定を準用する。

第27条 (仲裁人の選任通知)

- 1 当事者または仲裁人が仲裁人を選任したときは、仲裁人の受諾書を添えて、遅滞なく協会にその氏名、住所、連絡先(電話番号、ファクシミリ番号および電子メールアドレス)および職業を記載した仲裁人選任通知書を提出しなければ

ばならない。協会は、当事者が仲裁人を選任した場合には、相手方当事者およびすでに選任されている仲裁人に対し、仲裁人がさらに1人の仲裁人を選任した場合には、当事者に対し、それぞれ遅滞なくその写しを送付する。

- 2 協会が仲裁人を選任したときは、遅滞なく当事者およびすでに選任されている仲裁人に、その者の氏名、住所、連絡先（電話番号、ファクシミリ番号および電子メールアドレス）および職業を通知する。

第28条（仲裁人の公正・独立）

- 1 仲裁人は、公正かつ独立でなければならない。
- 2 仲裁人への就任の依頼を受けてその交渉に応じようとする者は、依頼をした者に対し、自己の公正性または独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実の全部を開示しなければならない。
- 3 仲裁人に選任された者は、遅滞なく協会に対し、自己の公正性または独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実の全部を開示し、またはそれがない事実を表明する書面を提出しなければならない。協会は、当事者に対し、遅滞なくその写しを送付する。
- 4 仲裁人は、仲裁手続の進行中、当事者および協会に対し、自己の公正性または独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実（すでに開示したものを除く）の全部を遅滞なく、書面によって開示しなければならない。

第29条（仲裁人の忌避）

- 1 当事者は、仲裁人の公正性または独立性を疑うに足りる相当な理由があるときは、その仲裁人を忌避することができる。
- 2 仲裁人を選任し、または仲裁人の選任について推薦その他これに類する関与をした当事者は、選任後に知った事由を忌避の原因とする場合に限り、その仲裁人を忌避することができる。
- 3 仲裁人の忌避の申立てをしようとする当事者は、仲裁人の選任通知を受領した日または第1項に定める事由のあることを知った日から2週間を経過する日

までに、忌避の原因を記載した申立書を協会に提出しなければならない。

- 4 前項の申立てがあった場合には、協会は、遅滞なく、申立書の写しを添えて、相手方当事者および仲裁人に忌避の申立てがあった旨を通知する。
- 5 協会は、当事者および仲裁人の意見を聴いた上で、忌避審査委員会に諮り、忌避の当否について、決定する。

第32条（審理手続の指揮）

- 1 審問その他の審理手続は、仲裁廷の指揮の下に行う。
- 2 仲裁廷は、当事者を平等に扱い、当事者が主張、立証およびこれに対する防御を行うに十分な機会を与えなければならない。
- 3 仲裁廷は、いずれかの当事者が意見の陳述または証拠の申し出を行わない場合であっても、仲裁手続を進めることができる。
- 4 仲裁廷は、紛争の迅速な解決に努めなければならない。
- 5 仲裁廷は、その成立後速やかに、当事者と協議し、審理手続の予定を立てなければならない。
- 6 当事者が審理手続において提出する書面は、仲裁人、相手方当事者および協会に送付し、仲裁廷から当事者に対する通知は、その写しを協会に送付するものとする。
- 7 前項により当事者が提出する書面は、仲裁廷が適当と認める場合には、ファクシミリまたは電磁的記録によることができる。

以上